

令和2年度第7回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和2年12月22日(火) 10時01分開会 12時12分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 15名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課

県農業共済組合

農業会議

倉益、漆原、山根、岡田

発言者等	議事要旨
1開会 事務局 (倉益)	<p>(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和2年度第7回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、15名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しております、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2挨拶 小林会長	<p>(要旨) 皆さんおはようございます。本日第7回常設審議委員会を開催致しました所、関係各位にはご多用のところ出席を頂き有難うございます。</p> <p>さて、2020年、今年も残す所わずかとなりました。</p> <p>昨年12月中国武漢に於いて新型コロナウイルスの感染者が初めて発生したとお聞きしてから、現在は地球規模で感染が拡大し、日本でも感染者が20万人を昨日超えたと言われております。終息のめどが立だぬ状況であります。新型コロナウイルスに振り回された1年ではなかったのではないでしょうか。</p> <p>この状況下、主な業務状況について申し上げてみたいと思います。</p> <p>4月には、組織・機構改革により農の雇用の業務を農業会議から中間管理機構へ業務移管を致しました。このことについては、総会でもお話させていただいたところであります。また新型コロナウイルス感染蔓延により、私たちの組織運営、業務にも多大の影響を与えております。5月には、全国農業委員会会長大会、11月には全国農業委員会会長代表者集会が開催予定でありましたが、中止となり要請活動等を行う事が出来ませんでした。それぞれの会議もやむなく中止が多く、会議に代わりオンライン、リモート及びウェブ会議が開催されております。</p> <p>6月末、任期満了に伴う農業会議の役員改選が実施され、新体制で業務執行を行う事となりました。7月には、県下15市町村で農業委員・農地利用最適化推進委員の新たな選任が行われ、農業委員234人、農地利用最適化推進委員202人、436人の委員が誕生いたしました。女性の農業委員は35人から37人と2人増加。市町村で女性委員がいない委員会が5から2となりました。</p>

農業委員会の重点業務であります「農地利用の最適化」及び「人・農地プラン」について、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局は、農家へ向けての指導という大きな使命が課せられております。農業会議はその目的達成のため、研修や直接委員会へ出向く等の実施により支援を行って行かなければなりません。

人・農地プランの取り組みでは、関係機関と集落の話し合いに参加して、コーディネーター役を出来る委員になってもらい、中間管理機構との連携のもと、農地の流動化を図り担い手へ農地集積を誇って農業の持続可能な取り組みを進めて行かなければなりません。

また、本年は、農業委員会法改正後の5年後見直しの重要な年でも御座います。農業委員会として農地利用の最適化に如何に邁進していくかが課題であります。これを達成させるためには、本日出席の皆さんをはじめ、関係各位のご指導、ご協力、ご支援を賜わりながら、取り組まなければならないと考えます。どうか、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

本日審議委員会におきましては、報告事項3件、協議事項1件、情報提供が2件となっておりまして、皆様には十分な審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局 (倉益)	<p>ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。</p>
3 議事録署名人の選任 小林議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) それでは、齊下委員(日吉津村農業委員会会长)、梅林委員(日南町農業委員会会长)の両名を指名いたします。</p>
4 報告事項 小林議長	<p>日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。</p>
県経営支援課 [REDACTED]	<p>[REDACTED]が資料1により説明)</p>
小林議長	<p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。</p>
上田委員	<p>3,000m²を越える法定案件は、常設審議委員会で分かるが、それ以外の砂利採取案件について状況等、教えて欲しい。</p>
事務局 (倉益)	<p>昨年11月から、法定案件のみ常設審議委員会で審議いただくこととなりました。それ以前は、農振農用地の一時転用、第1種農地、営農型太陽光発電施設、その他農業委員会が必要と認める場合に、本常設審議委員会で審議いただいており、法定案件以外は県から一</p>

覧表で報告いただくだけとなっております。そして市町村農業委員会のご理解が必要ですが、以前のようにするのか、もっと検討を加えるのか、実は、昨日、会長協議の際にも常設審議委員会のあり方を検討していこうと話し合いをもったところであります。以上のとおり、農業会議では不明なため、県から情報提供いただきたいと思います。

小林議長

それでは県の [REDACTED]。

県経営支援課
[REDACTED]

個々の案件について、許可が各農林局等が行っており、経営支援課も把握できていないのが現実でございます。ただ、砂利採取の案件はすべて鳥取市の案件です。個々、特徴的なことはお話できませんのでご了解下さい。

小林議長

今、事務局から説明したように、3,000m²以下の転用案件について、どうするのか検討していこうということが、昨日の協議の中でも出ておりますので、皆さんの合意を得て次のステップに行くと言うことにしておりますのでよろしくお願ひいたします。

そのほか、ご質問、意見がございましたらどうぞ。

(質問・意見なし)

(質疑応答終了)

小林議長

次に

(2) 会計検査の実施について
県経営支援課から報告願います。

県経営支援課

([REDACTED] が資料2により説明)

小林議長

皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。

(質問・意見なし)

小林議長

次に進行します。

(3) 太陽光発電施設の事業終了後の撤去費用の積み立てについて
説明下さい。

県経営支援課

([REDACTED] が資料3により説明)

小林議長

委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

長谷川委員

湯梨浜町長谷川です。今、県経営支援課から説明がありました。令和4年7月には新たな制度を作り上げたいという説明であったんだけども、その中で令和4年まではどうするんですか、県でガイドラインは作るのかな。と、申しますのも、湯梨浜町では太陽光発電施設の設置に関するガイドラインをすでに作っております。申請者に対して、適正な受付をしなくてはいけないし、太陽光発電について少し問題が出だした時で、撤去費用の積み立てとか、そこまで踏

み込んでおりませんが5項目作った。その中で、積み立てについては、事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任で速やかに発電設備を撤去すること。というぐらいで作っております。今、中間整理ということでかなりエビデンスに基づいて令和4年7月までには出しますよという説明でしたよね。そうすると、私どものガイドラインも直していかないといけないと思っているんです。令和4年7月までということではなく、もう少し踏み込んだ、農業会議でも作ってもらってと。会が始まるまでに境港市さんとも話しておったんだけども、やはり作ってみたらどうかと思うが。どのようなものか。会長の検討をお願いします。

小林議長

それでは令和4年までのつなぎの間、その扱いについて、県経営支援課から説明願う。

県経営支援課

法律ができて、今、その運用について国が検討しているということです。ですので、その全体像を見ないといけないので、それを見守っている状況です。市町村でガイドラインを作つておられるのは承知しておりますが、県では太陽光を扱うのが生活環境部になるのですが、今の状況は先程お話ししたとおりの状況です。太陽光の事業者の情報を関係部署へのスムーズな提供について、遅ればせながら進めさせていただいている状況です。農業委員会からの情報も関係機関と共有させていただいているところです。もし、問題があれば関係部署と連携して対応しているのが現状です。

事務局
(倉益)

ただ今のことについて整理する必要があつて、このガイドラインはあくまでも経済産業省サイド、太陽光を設置する申請者に対するガイドラインであるわけであります。太陽光は農地だけでなく、いろいろな所に設置されるわけで、その太陽光を設置するということでのガイドラインということであり、他県でも環境サイドのガイドラインということでありますから、農業会議が農地転用に関する常設審議委員会があり、その中で太陽光設置のためのガイドラインというのは、その権限も持ち合わせておりません。県への要請は可能かと思いますが、農業会議としてガイドラインを作るのは無理ではないかという、個人的な感想ですが。要は、太陽光を取り扱う経産省サイドがもっと踏み込んだ対応の検討がされているわけですから、市町村農業委員会が太陽光が設置される転用案件を取り扱う場合、この経産省のガイドラインに沿つた申請がされているか確認いただき、農地転用の基準にしたがつて、被害防除計画はどうなっているかとか審査いただければと思います。

長谷川委員

今、説明があったが、私が申しているのは太陽光発電施設設置のガイドラインではないんです。私が申しているのは、湯梨浜町で作ったのは、農地転用に伴う太陽光発電設備設置に関するガイドラインですよ。そこのところ、農地転用に伴うというところ、これがあるんだから。事務局そこをもう少し説明して下さい。

事務局
(倉益)

すみません。農地転用に係るというガイドラインになれば、農業会議が出番ではなく、県が示すべきであると思います。農業会議がガイドラインを出して、これが守らなければ転用許可が出ないとということにはならないわけです。この常設審議委員会は、市町村農業

委員会が許可権者に意見進達する前に、意見を述べる場所でありますから、この場でこうしなくてはいけないとのことを出すのは、法の趣旨にそぐわないと思っております。作るのであれば、県が県域にわたって示せるようなガイドラインを作るべきと思っております。

長谷川委員

では、県の方から説明願う。

県経営支援課

太陽光の話については、平成30年7月に、一定の通知は差し上げていると思います。それ以外にプラスアルファが必要だということであれば、それを検討し、その内容を元に皆さんに活動していくだければと思っています。

小林議長

以前から、この太陽光の解体撤去について話が出ていました。ある農業委員会では、業者に積立とか、別口座をもって積み立てるとか、ということでやっているところもあるやに聞いております。そういう中、湯梨浜町ではガイドラインを作つてやっているというお話だったが、令和4年に統一した見解が出ればそれに沿つてやっていくということでいかがでしょうか。

長谷川委員

ですから私が申し上げるのは、令和4年に一つの答えが出るということであったんだけども、それまでに、そんな大きな縛りがなくとも、これ位の範疇だったら踏み込めるんではないというふうに、示していかないと。境港市の会長さんからも困っているんだと、どこまで踏み込んで良いのか分からんということがあった。令和4年だったら、今、令和2年ですから。まだ2年間ございます。その間にも太陽光の申請はあろうかと思います。そういうことで、県としてはどうかという発言をさせてもらいました。境港さんからご意見ありませんか。

足立委員

境港市の足立です。今、言われたように、令和4年7月からこういうことになろうかと思いますが、それまでに起きることが問題で、平成30年7月に指針を出したということでしたが、それ以降、私の所も、何件か、地域住民が反対しているところに太陽光発電を設置すると。それについて農地の転用はどうするかという話もありました。他にも聞いておりますが、パネルの反射率、こういうものは今後どうなるんだろうとか、地域住民の反対もある。こういった意見を経営支援課は聞いておられませんですか。

小林議長

今、住民からの苦情等とかはなされましたか、今日の議題は、設備の解体撤去に対してのことで協議しております。ですから、環境面とかいろいろなものはおいて、この撤去費用を確実に確保できて耐用年数が経過した後、これがきちんと撤去できるかという協議をさせていただいている。だからそこらあたりを。

足立委員

また、後で質問します。私が先月言ったのは、そういうことも含めてだったもので、今それを言ったということです。

小林議長

分かりました。今日の協議は、解体撤去がきちんと行われるために、積み立てが行われてということは以前の常設審議委員会にもでておりました。それぞれの農業委員会が、設置条件としていろいろ

苦慮されているところです。が、今日の議題は解体撤去の積み立てということですので、この点に絞ってお話ししていただけたらと思っております。

足立委員

そういたしますと先程、湯梨浜町の会長が言わされたように、令和4年の7月まではどうするんだということを県から出してもらえないだろうかということでござります。

小林議長

令和4年までと言われるけれど、業者が農地転用申請をする時に必ず話をされると思う。撤去費用条件等についても、ある程度詰めをやっておられない。境港市がどのような対応を取っておられるのかお聞きしたい。

足立委員

先程、言っていたが、申請者へそういう話をしていたら、法律では決まっていない。毎年、太陽光設置の報告は発電許可サイドへ報告しているので農業委員会へは必要がないと話しておりました。

小林議長

以前の常設審議委員会においても、ある市町村からその話が出て、それならば撤去費用がこれ位だから毎年積み立てようという話もあった。申請者に対してこういった対応もお願いしたいと思う。

足立委員

それで、そういう話をしようと思っても、協議ができない時があって、そういう時に、県から指針でも出してもらえば、県からこういうことが出ているからという話もできるので、そういうものを作ってもらえないかと言っておるところです。

小林議長

それでは、県経営支援課の課長補佐から、そのあたりの所をお聞きしたいと思います。

県経営支援課
[REDACTED]

まず、撤去費用の関係ですが、先程申しだとおり、表にございますように、これから設置される方、以前に設置された方も含めますが、設置終了前10年間で強制徴収するというわけですから、今でなく、今後徴収されるということですので、今、内部留保されてなくとも結果的に取られます、まずこれが一点。それから業者からいろいろ言われるという話ですが、今回いろいろ資料を出させていただきました。法律上、義務化されている撤去費用等の事業計画が出されないと経産省から認可が下りません。そういうことを言われるのであれば、市町村の環境サイド、若しくは私どもでも良いのですが情報提供いただければ、環境サイドを通じて経産省に連絡を取ります。そうすれば認可取り消しもあるということになっておりますので、悪質な業者があるようでしたら。取り締まりも厳しくなっています。ですから、そういう情報提供いただけたらと思っています。なおかつ、先程、これだけでは不十分だと思っていますが、ほかのことでもガイドラインが出ていて、業者が当然しなければいけないことが列記されています。そこをきちんとしていますかと、確認していただくだけでも抑止効果があると思いますので、皆さんにそういった情報提供ができていなかったことは反省いたしますし、今後は皆さんに関係資料と説明をさせていただいて、皆さんの不安が少しでも解消できたらと思います。それから、住民からの反対というこ

とに対しては、残念ながら農地法は対応できません。いくら住民から苦情めいたことがあっても、農地法の転用許可になる場合があります。唯一、できるのは隣接農地へ被害を及ぼす場合、反射光で農作物に被害が出る場合、転用したところから土砂崩れで隣接農地、水路に被害が出る場合、そういう場合については改善措置、例えば水路を作らせるとか、そういうことは言うことができます。それ以外はできませんので、そこだけは十分ご理解いただきたいと思いますし、もし、その気があれば住民が直接、業者を訴える、そういう対応しか今のところはないということをご承知いただきたいと思います。

足立委員

ひとつだけ確認させて下さい。そうしますと、撤去費用に関しては、業者から取らなくても、農業委員会は、話をしてもしなくてもちろん業者は撤去しなくてはいけないということですか。

県経営支援課
(井上補佐)

平成30年7月17日付で県経営支援課と農業会議連名で農地に太陽光発電設備が設置される場合の留意事項についてを作っております。こちらを見ていただければと思います。ちなみに、その中で、転用目的の実現の確実性として、必要な資力及び信用で事業の実施に要する費用を資金証明書により確認するとともに、発電設備の廃棄等の処分に要する経費を事業収益等から計画的に確保する事業計画となっているかを確認します。事業の実施責任者（転用事業者）から事業計画等の内容や事業の実現性について聞き取りを行い、転用事業の確実性を確認します、と記載されており、これは、皆さんで確認していただいたものですので、これに基づいて業務遂行いただければと思います。

足立委員

議長、後で個人的に聞いてみます。

小林議長

今、撤去費用の件は、20年の内の後半の10年で積み立てると、源泉方式になるかわからないが。今、設置されるものもすぐに徴収ではなく、残りの10年で積み立てるということですから。そいつことで業者も対応すると私は理解しているが。

その他、意見はございませんか。

長谷川委員

今の件を確認しておきたいんだけども、令和4年からですから。それまではどうするんかと、積立の件についても。中間整理で外部に積み立てるということだが、具体的にどうするのか、金融機関に委託するとか、いろんなことがあると思うんです。先程、県から、留意点がございますと説明がございました。県内19市町村の農業委員会にあらためて、情報提供いただきたいと思います。平成31年3月に確かにありました。そこで、私たちは平成31年4月にガイドラインを作ったんですよ。これから時が経っています。状況も変わっている。そういうところから、留意点のポイントを市町村へお知らせいただくという理解で、よろしいか。

小林議長

はい。それではそういうことで情報提供するということで、ご理解いただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

	(はいの声あり)
小林議長	それではその他、ご意見はござりますでしょうか。 (質問・意見なし) (質疑応答終了)
5議事 小林議長	協議事項に入ります。 (1) 一時転用に係る農地復元後の営農計画について説明下さい。
事務局 (倉益)	(資料4により説明)
小林議長	説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。
上田委員	これは、努力義務でしょうか。これがないからといって許可できないものでもないしと思うが。
事務局 (倉益)	農業委員会の法令業務の中に農地利用の最適化があります。一時転用の場合、農地復元までが許可要件になります。その後は、農業委員会の法令業務であって努力義務ではありません。農業委員会として遊休農地の発生防止をしなければならないと法律に書いてあるわけあります。折角、農地復元したのに地権者は何もしない、農業委員会も放っておいた。こういったことがあってはならないということあります。農地復元したなら必ず、農業再開するように、農業委員会は地権者を指導するということあります。地権者がよう作らんからといって放っておいてはいけません。一時転用は農地としてきれいに復元されているわけですから、地権者に使っていただくということになります。今まで農地復元したのに遊休農地にしてしまったということで、農業委員会は何をしていたのかと、責められても仕方がないことになります。改正農業委員会法で、農業委員会に課せられた重点業務であるということあります。
上田委員	よく分かりますけれども、その農地が砂利採取する以前から遊休農地になっていて、農地復元後、それを活用しろといつても難しいところがあると思う。
小林議長	今、上田委員が言われたことについて、それを認めた上で許可を出すこと自体が大きな間違いです。本来であれば、農地に戻して、それから転用許可し完了報告書も出させて、その後において、地権者が農業をやれるかどうか、農業委員、推進委員が足を運んで地権者と話をされる。その結果、誰かに作ってもらうのか、中間管理機構に預けるのか、それによって担い手へ結びつける、これが委員の業務です。農地利用の最適化が委員の大きな使命ですから。鳥取市において非常に砂利採取が多いわけで、農地復元後の農地利用につ

いて農業委員、推進委員に頑張っていただかないといけないということだと思う。理解いただけたでしょうか。

上田委員

事務局
(倉益)

濱田委員

小林議長

尾崎委員

小林議長

事務局
(倉益)

よく分かります。

この問題は、先回も機構の伊藤理事長からお話があったように、地域に誰かいないか、中間管理事業でなんとかできないか、農業委員、推進委員が骨を折らないといけないということあります。今、人・農地プランでも農業委員、推進委員は関わりなさいという中で、是非、鳥取市はこのエリアで話し合いを持っていただきたいと思います。前から遊休農地だったからどうしようもないというのではなく、継続してこういった場を持つていただければと思います。このまま放っておいていたら、一時転用出せない、出す意味がないと思います。このエリアをどうするのか、是非、話し合いをお願いしたいと思います。

鳥取市の砂利採取の一時転用について、大変注目されておりまして、復元後の営農再開につきましてですが、あらためて鳥取市の砂利採取の状況を確認し、案件が8件ございました。地権者が28名、その方たちに対して、現状と今後の取り組みについてアンケートをとりました。返信は28名中21名あります、様々な状況により営農再開されていないと実態が分かりました。また、今後どのようにするか、営農再開するのか、中間管理事業を活用するのか、意向が分かりましたので、そのことを踏まえて、地域が限定されていますので、農業委員と推進委員に今のところ情報提供しているところです。今後、一丸となってしっかりと対応したいと考えております。認識としては、遊休農地が一時転用することで営農再開できるような状態になるということで、これを励みに活動に邁進していくたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

私は、全筆調査をしなくてはいけない利用状況調査がどのようになっているか、農業委員、推進委員が地域に出向いて話しをするなどもっと委員活動の検討が必要だと、この間、総会の傍聴をした中で感じたところ。

そのほか、ご質問、意見をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

前回質問した尾崎です。結論から言うと、確認書はあってもなくても良いということですね。転用に関してのこの場であると思いますので、農業委員会の仕事してはたくさんあるんですが、確認書の有無が、農地転用許可には必要でないということですね。

それは、農地法に基づいた運用というものをやっていかないといけないと思います。本来であれば遊休農地の転用は、現況に服してからやるんだということなので。

この資料に、確約書、営農計画書を取ることにしてございます。これは、農地利用の最適化の観点から、本来の転用許可要件ではありませんが、確認させていただくというものでございます。ただ、確認書の提出を拒まれたからといって、不許可相当となるも

	<p>のではございません。農業委員会の事後の対応のため、これをやつておこうというものでございます。</p>
小林議長	<p>そのほか、ご質問、意見をお願いいたしますが、いかがでしょうか。</p>
	(質問・意見なし)
小林議長	<p>それでは、協議事項ですが、今後の常設審議委員会での取り扱いありますので、皆様にお諮りします。 事務局案のとおりとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。</p>
	(全員挙手)
小林議長	<p>ありがとうございました。それではこのように取り扱うこといたします。資料は、案をとり、市町村農業委員会へ送付し、また、皆さんのお机にある青いファイルに綴じるものとします。</p>
7 情報提供 小林議長	<p>進行します。</p> <p>(1) 収入保険の加入状況と加入推進について 山脇副会長は、県農業共済組合の副組合長もされておりますので、まず始めに山脇副組合長としてお話をいただきます。</p>
山脇副組合長	<p>2年前にも常設審議委員会で、収入保険についてお願いさせていただいたところでございますが、現在の加入状況なり、今後の推進について説明させていただくことにしておりますので、よろしくお願ひいたします。昨年、関東地方で台風被害が出ました時に、千葉県ではパレットに6段積みしていたものが半分ほど水につかったんだと、これは水稻共済では対象になりません。茨城県ではハウスのイチゴが全滅した。ハウスの共済は、ハウスそのものの共済で、中の作物には一切共済金は出ません。こういったことで、収入保険に入つておけばという話を聞きます。収入保険は収入に対する補填でありますので、そういった際には非常に有り難い保険ではないかと言う声も聞かれます。まだ未加入の方もたくさんおられますので、今日、話を聞いていただいて推進にご協力いただければと思っております。また県内3JAも収入保険に頑張っていただいております。どうか皆さんも該当する方へ推進していただきますようお願いして、宮本参事から説明してもらいます。ではよろしく。</p>
小林議長	<p>ありがとうございました。それでは [REDACTED] より説明願います。</p>
県農業共済組合 [REDACTED]	<p>(別添、県農業共済組合資料により説明)</p>
小林議長	<p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p>
	(質問・意見なし)

小林議長 事務局 (倉益) 小林議長	<p>(2) 第4回規制改革推進会議農林水産ワーキンググループの協議概要について 説明下さい。</p> <p>(別紙資料5により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
8 その他 議長 事務局 (倉益)	<p>その他として皆さんから何かございますか。</p> <p>(事務局から次回開催について説明)</p>
9 閉会 議長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。</p>